

写

厚生労働省発基勤第 0630001 号

中央最低賃金審議会

平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について、現下の最低賃金を取り巻く状況や、本年 7 月 1 日に施行されることとなる最低賃金法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 129 号）の趣旨を踏まえ、加えて、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した、貴会の調査審議を求める。

平成 20 年 6 月 30 日

厚生労働大臣 舛添 要一